

第1節 林野火災対策計画

《計画の方針》

市域の林野は、古くから木材その他林産物の供給、大雨等による災害の保全、自然景観、健康保養の場として市民生活への貢献度は大きいものがあるが、林野火災で焼失すると、その回復には長い年月と多大な労力を費やし、社会的損失は極めて大きなものとなる。

このため、市は、林野火災を未然に防ぎ、または被害を軽減するため、関係機関と連携して必要な措置を講じる。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 予防計画	農林課、消防本部	北秋田地域振興局
2 応急対策計画	危機管理課、消防本部	国、自衛隊、県

1 予防計画

(1) 現況

市は、地域の半分以上を占める林野を火災から守るため、県及び関係機関と協力して火災の未然防止に努めている。林野火災発生原因の大部分が主として、たき火、たばこなどの人為的な失火によるものであることに鑑み、次の対策を推進する。

(2) 予防対策

① 広報宣伝の充実

山火事が発生する恐れのある時期に重点的に広報宣伝を行い、山火事予防思想の普及徹底を図る。

ア 山火事予防運動（4月1日～5月31日）の実施

イ ポスター、表示板等の設置

ウ 学校教育を通じての山火事予防思想の普及

エ 報道機関を通じての啓発宣伝

② 林野火災予防施設の整備

林野火災の未然防止及び延焼防止に資するため、次の施設の整備に努める。

ア 消防車両が通行可能な車道

イ 防火線として活用できる歩道

ウ 防火林の造成

③ 森林保全推進員等

入林者に対する火気取り扱い指導、火災の早期発見、通報及び初期消火の徹底を図るため、森林保全推進員等を配置する。

④ 火入れに対する許可

火入れをする場合は、森林法に基づき許可を受けさせるとともに、許可条件を順守させる。

また、ごみ焼却、たき火等火災とまぎらわしい行為をする場合の届出を励行させる。

なお、火災警報発令中または気象状況急変の場合は火入れを中止させる。

⑤ 消防資機材の整備

林野火災に対する消防力を維持強化するため、消火資機材の近代化と備蓄を積極的に推進する。また、市は秋田県より資機材の一部の貸し付けを受ける。

⑥ 訓練の実施

林野火災関係機関相互の協力体制を確立するとともに、年1回以上訓練を実施して、消火技術の向上を図る。

⑦ 林内事業者対策

ア 林内事業者は、火気責任者及び巡視員を配置させる。

イ 事業所内には、喫煙所、たき火場所、ごみ焼却所を指定し、標識及び消火設備を設けさせる。

ウ 火気責任者はあらかじめ事業所内及び関係機関との連携に万全を期する。

エ 鉱山、道路整備、その他の事業責任者は、林野の所有または責任者と協議し林野火災の予防対策について万全な措置を講じる。

2 応急対策計画

(1) 空中消火による消火体制の確立

市長は、必要に応じて、「秋田県林野火災空中消火運営実施要領」に基づき、空中消火による消火活動を要請する。

① 県消防防災ヘリコプターの出動要請

市長は、地上からの消火活動では消火が困難であり、航空機による消火の必要があると認める場合は、知事に消防防災ヘリコプターの出動を要請できる。また、知事は、県の消防防災ヘリコプターのみで対処できない場合には、協定等に基づき他道県に対しヘリコプターによる空中消火の応援を要請する。

② 自衛隊への災害派遣要請

市長は、さらに火災区域が拡大し、県及び他道県のヘリコプターによる空中消火活動では消火が困難であると認められる場合には、知事に自衛隊ヘリ

コプターの派遣要請を求め、知事は必要があると認めるときは、自衛隊法第83条に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する。

③ 消火体制の確立

市長は、ヘリコプターの出動が決定したときは、補給基地等の選定をすると同時に、県及び東北森林管理局の協力で、空中消火用資機材の輸送及び空中消火剤補給作業隊等を編成し、消火体制を整える。

(2) 応援要請

① 県内機関及び広域消防相互応援協定に基づく要請

自力の救助力では十分な活動ができない場合には、県、他の市町村、警察等に応援を求め、さらに必要なときには、市長は知事に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

また、県内 13 消防本部による「秋田県広域消防相互応援協定」や県外の市町村等の災害時における相互応援協定により応援を要請する。

② 緊急消防援助隊の要請

県内の応援によっても対処できないときは、「緊急消防援助隊」の応援要請を行う。

第2節 トンネル火災対策計画

《計画の方針》

トンネル内での事故・車両火災の発生は、多くの車両を巻き込む大規模災害に発展する危険性がある。

このため、事故が発生した場合には被害を最小限にとどめるため、関係機関は連携して措置を講じる。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 予防計画	土木課、消防本部	北秋田地域振興局、警察
2 応急対策計画	土木課、消防本部	北秋田地域振興局、警察

1 予防計画

(1) 現況

市内には、秋田自動車道に片山（420m）、釈迦内（295m）、大茂内第1（1,823m）、大茂内第2（2,988m）、雪沢第1（2,553m）、雪沢第2（1,849m）のトンネルがあるほか、一般道では雪沢、山館、板戸、大葛にトンネルを有している。

近年、増加する交通量に伴うトンネル災害の危険性が増大している。

(2) 予防対策

道路管理者、消防本部、警察は、トンネル内における事故防止、または事故による被害を最小限にとどめるため、次の対策を講じる。

- ア 危険物積載車両の運行管理者及び運転者に対する安全運転の励行
- イ 運送事業者の自主保安体制の確立、運送者に対する予防査察の徹底
- ウ トンネルに対する監視、保安体制の強化、防災施設の整備・促進
- エ トンネル災害を想定した訓練の実施
- オ 消防機関への早期通報体制の確立と迅速・的確な救助活動体制の整備
- カ トンネル内で情報が得られるか確認し、得られない場合は対策を検討・整備

2 応急対策計画

(1) 災害情報の収集・連絡

道路管理者は、トンネル内での事故・車両火災の発生により、大規模な事故が発生または発生する恐れのある場合は、警察、市、消防本部等の関係機関に通報する。

市は、速やかに応急体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡を行う。

(2) 消火活動

市消防本部は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を実施する。

また、必要に応じて「秋田県自動車道消防相互応援協定」、「広域消防相互応援協定」に基づく協力要請や緊急消防援助隊の派遣を要請する。

(3) 救出・救助活動

市消防本部は、被災者の救出活動、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するための必要な措置を取る。

(4) 住民等への広報

被災地周辺道路の一時的な通行禁止または制限を行うとともに、通行者及び地域住民に広報し、理解を求める。

第3節 危険物等事故対策計画

《計画の方針》

危険物施設等における災害の発生と拡大を防止するため、危険物施設等の現況を把握し、消防法等関係法令に基づく安全確保対策を推進するとともに、今後とも法令順守の徹底を図る必要がある。

また、先端技術産業で使用される新たな危険物等の出現、流通形態等の変化及び施設の大規模化・多様化等、新たな危険物に対応する必要もある。

そのため、各危険物施設等への災害に対するマニュアル（災害時の応急措置・連絡系統の確保など）作成指導の徹底のほか、消防等関係機関の施設立入検査の徹底を図る。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 共通事項	消防本部	各施設管理者
2 危険物施設	消防本部	警察、危険物施設の管理者、各機関
3 火薬類製造施設等	消防本部	県、火薬類製造施設等の管理者、各機関
4 高圧ガス製造施設等	消防本部	県、高圧ガス製造施設等の管理者、各機関
5 毒物・劇物取扱施設	消防本部	県、毒物・劇物取扱施設の管理者、各機関
6 放射性物質使用施設	消防本部	県、警察、放射性物質使用施設の管理者、各機関
7 汚染のモニタリング	市民部	県、事業者、各機関

1 共通事項

(1) 危険物施設の区分

危険物・有毒物の種類及び形態を次のとおり区分する。

区 分	保有の形態	根拠法令	施設等の例示
危険物	貯蔵所 取扱所	消防法	屋内・屋外・地下タンク貯蔵所 ガソリンスタンド等
火薬類	製造施設、火薬庫	火薬類取締法	製造、貯蔵、販売
高圧ガス L P ガス	製造所 充てん所、販売所 使用消費施設 輸送施設(車両)	高圧ガス保安法 液化石油ガス法 ガス事業法	製造工場 L P G 充てん所 水道施設、家庭 L P G 高圧ガス輸送車
毒劇物	販売所 使用施設 輸送施設(車両)	毒劇物法	薬局、工業薬品店 メッキ工場、学校、研究所 毒劇物輸送車両
放射線等	使用施設 輸送施設(車両)	放射線障害防止法	病院、研究所 R I 輸送車、製造工場(滅菌)

■表 5 - 3 - 1 危険物・有毒物の区分

(2) 被害予測に基づく危険物施設の防災体制の強化

危険物等の貯蔵等については、各種法令の規制及び市消防本部等各機関の調査・指導が平常時より行われており、その管理状況は比較的良好であるが、災害時には各種ライフラインの途絶や浸水等のために通常では考えにくい被害が起こる可能性がある。それらに備えて、災害時の状況を予測し、各種安全装置の点検等を実施し、より施設の強化を高めていく必要がある。

また、危険物等の取扱者は取り扱う危険物等の管理・責任体制を明確にし、それらの流出による被害を未然に防止するため、管理にかかるマニュアル等を整備することが必要である。

特に、災害発生の際の危険物施設等の被害・機能障害を想定し、応急措置が速やかに実施されるよう、訓練・従業員啓発・自衛消防隊育成の推進を図り、体制面の強化を進めていく必要がある。

(3) 自主保安体制の強化

市消防本部は、危険物施設の管理者等に対し、次の自主保安体制について指導徹底を図る。特に、春・秋の火災予防運動期間、危険物安全週間（6月第2週）においては、立入検査等を実施して危険物の保安に対する意識の高揚を図る。

- ア 危険物施設の巡視、点検及び検査を的確に行うとともに、危険物の貯蔵量及び使用量を常に把握する。
- イ 危険物の保安に関する業務を管理する者の職務及び組織等に関する事項を明確にする。
- ウ 災害による影響を十分に考慮し、施設の強化に努める。
- エ 自衛消防組織等、災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。

- オ 従業員に対する保安教育の徹底を図るとともに、防災訓練を実施する。
- カ 防災資機材及び化学消火剤等の危険物災害の拡大防止に役立つ資機材の整備を行う。

(4) 危険物等の火災予防対策

危険物施設等の火災は、大規模火災につながる危険性が高く、人身事故に発展する場合もあり、消火困難に陥りやすい。

従って、一般の火災予防対策によるもののほか、次の対策を実施する。

- ア 危険物施設における保安管理の実施
- イ 危険物施設の従業員に対する安全教育の徹底
- ウ 消防計画及び予防規程に基づく訓練の実施
- エ 危険物施設の自主点検の実施
- オ 危険物安全週間の催しを通じた防災知識の普及

(5) 立入検査の実施

市消防本部は、消防法第 16 条の 5 に基づく危険施設の立入検査の実施及び無許可施設等の危険物の貯蔵、取り扱いに対する違反の是正と未然防止を図るため、立入検査を実施する。

(6) 化学消防力の強化

化学消防自動車や消火薬剤等の備蓄整備に努めるとともに、応援協力体制の中で、ヘリコプターの活用、消火薬剤の共同利用など化学消防力の強化を図る。

2 危険物施設

(1) 施設の現況

平成 26 年 3 月 31 日現在の危険物施設の総数は、366 施設（完成検査済証交付施設）であり、平成 19 年同期の 427 施設をピークに減少傾向にある。

◆危険物貯蔵・取扱施設一覧表

(資料 11-1)

(2) 予防対策

① 危険物施設及び設備の維持管理

ア 施設の保全及び強化

危険物施設の管理者等は、消防法第 12 条(施設の基準維持義務)及び同法第 14 条の 3 の 2 (定期点検義務)等の規定を順守し、危険物施設の保全に努める。

イ 大規模タンクの強化

市消防本部は、一定規模以上の貯蔵タンクについては不等沈下、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。

また、事業所に対し常時沈下測定を行い、基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導を行う。

なお、漏えいに備えた、防油堤、各種の安全装置等の整備に努める。

② 危険物輸送車両の安全化

石油類輸送は、タンクローリー、トラックなどにより行われている。石油類を大量に輸送する場合、車両走行については、転倒・転落防止義務、警戒標識等の表示義務、消火器の設置等が行われているが、今後とも常置場所においての立入検査等を実施し、火災予防運動期間中を含め走行中の危険物輸送車両の立入検査についても警察等関係機関の協力を得て実施し、安全管理の徹底を図る。

③ 資機材の整備

ア 市消防本部は、化学消防車や消火剤等の整備及び備蓄を図り、化学消防力を向上させる。

イ 危険物施設の管理者等は、消火設備や消火薬剤等の備蓄、施設や設備の点検・管理及び連絡通報のために必要な資機材の整備を促進する。

④ 教育訓練の実施

危険物施設の所有者等は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

⑤ 自衛消防組織の強化

ア 危険物施設の管理者等は、自衛消防組織の充実を図るとともに隣接する事業所間の自衛消防隊の相互協力体制の強化を図り、また、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

イ 指定施設において、取り扱う第4類の危険物が、指定数量の3,000倍に相当する数量を取り扱う場合は、自衛消防組織を置かなければならない。
(危政令第38条)

⑥ 保安確保の指導

市消防本部は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言または指導を行う。また、危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアル作成指導を推進し、マニュアルに基づく訓練、啓発などの実施項目を励行させて、防災意識の高揚を図る。

(3) 応急対策計画

① 実施の主体

石油類等の危険物施設の応急対策の実施責任者は、製造所、貯蔵所、取扱

所の施設の管理者とする。

② 事業所における応急処置の実施

災害が発生した場合、危険物施設の管理者は、各危険物施設の防災マニュアルなどに基づく応急処置を適正かつ速やかに実施する。

また、被害状況等については、消防、警察等防災関係機関に速やかに通報及び報告する。

③ 被害の把握

市消防本部は、管轄範囲の危険物施設の被害の有無を確認し、被害が生じている場合は、消火・救助等の措置を講じる。

また、被害状況を県に対して報告し、消防本部のみでは十分な対応が困難な場合には、応援を要請する。

④ 広報活動

施設の管理者は、災害発生時に警察、消防、その他の関係機関と密接な連携のもとに、必要に応じ被害状況、避難等の保安確保について、報道機関を通じ、または広報車等により市民に周知する。

⑤ 応急措置

ア 施設の管理者

予防規程等に基づき、次の応急措置を実施する。

- (ア) 自衛消防隊員の出動を命ずる。
- (イ) 施設内の全ての火気の使用を停止する。
- (ウ) 施設内の電源は、保安経路を除き切断する。
- (エ) 出荷の中止と移動搬出の準備をする。
- (オ) 流出防止のための応急措置及び防油堤の補強等を実施する。
- (カ) 引火、爆発の恐れがあるときは、関係消防機関へ速やかに通報する。
- (キ) 相互応援協定締結事業所は、協定締結事業所に援助を要請する。

イ 市長

災害が拡大する恐れがあると認められるときは、立入禁止区域の設定、避難指示または避難勧告を行うとともに、被災施設の使用停止などの措置を実施する。

ウ 消防機関

- (ア) 火災が発生し、または発生の恐れがある場合は、ただちに化学消防車等の出動等の措置を取る。
- (イ) 被災したタンク等の使用停止を指示し、危険物の排除作業を実施するとともに、漏油した場所その他危険区域はロープ等で区画し、係員を配置する。

3 火薬類製造施設等

(1) 施設の現況

市内における火薬類の貯蔵、取扱施設等は現在7箇所あるが、これらの施設の保安距離は十分に確保されており、また各施設とも盗難防止や防火等に関する基準を十分に達成している。

◆火薬類取扱施設一覧表

(資料 11-2)

(2) 予防対策

① 施設及び設備の維持管理

ア 施設の管理者は、継続的に施設及び設備の耐震性の向上に努めるとともに、定期的に点検を実施して常に最良の状態に維持する。

また、貯蔵量及び取扱量を適正に保持する。

イ 監督関係機関は、定期的に保安監査を実施するとともに、随時立入検査を実施して、施設及び設備が基準に適合するよう指導する。

② 資機材の整備

災害の拡大を防止するための資機材を整備する。

③ 教育訓練の実施

ア 保安講習会及び技術講習会を実施して、管理・保安に関する知識技能の向上を図る。

イ 訓練の実施を通じて、災害発生時における対処能力を向上させる。

④ 自主保安体制の充実

保安のための責任体制を確立するとともに、関係機関との連携を強化する。

(3) 応急対策計画

① 実施の主体

火薬類の製造施設及び貯蔵施設の応急対策の実施責任者は、施設の管理者とする。

② 施設被害の把握

災害が発生した場合、施設の管理者は火薬類の施設及び作業責任者から迅速に状況報告を受け、電話等により情報収集しながら災害の拡大防止の措置を講ずる。

③ 広報活動

施設の管理者は、警察及び消防機関と迅速な通報連絡をしながら、状況に応じて、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ、または広報車等により地域住民に被害状況の周知を図る。

④ 応急措置

ア 施設の管理者は、危害予防規程等に基づき次の応急措置を実施する。

(ア) 災害の拡大または二次災害を防止するため、速やかに関係機関へ通報するとともに、他の施設等に対して保安に必要な指示をする。

(イ) 近隣火災等に対しては、存置火薬類の安全措置と避難措置を速やかに行う。

イ 知事は、災害の発生の防止または公共の安全の維持のため緊急の必要があると認めるときは、製造業者、販売業者等に対し、次の緊急措置等を命ずる。

(ア) 施設の全部または一部の使用の一時停止を命ずる。

(イ) 製造、販売、貯蔵、運搬、消費または廃棄を一時禁止し、または制限する。

(ウ) 火薬類の所在場所の変更または廃棄を命ずる。

(エ) 火薬類を廃棄した者にその収去を命ずる。

4 高圧ガス製造施設等

(1) 施設の現況

市内における高圧ガスの製造所等は26箇所あり、主な取り扱いは酸素、窒素、水素などである。これらの取扱施設では、十分な保安措置が実施されている。

◆高圧ガス取扱施設一覧表

(資料 11-3)

(2) 予防対策

高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所、消費施設等は、高圧ガス保安法により規制される技術水準、取扱基準等に基づき設置・運営され、県が監督しているため、市消防本部は、県との協力、連携を積極的に図り、より一層の安全化の推進に努める。

① 高圧ガス施設及び設備の維持管理

施設の管理者は、継続的に施設及び設備の強化に努めるとともに、定期的な点検を実施して常に最良の状態に維持する。また、貯蔵量及び取扱量を適正に保持する。

② 資機材の整備

高圧ガス施設の管理者は、火災及び被害の拡大を防止するための資機材を整備する。

③ 教育訓練の実施

高圧ガス施設の管理者は、高圧ガス爆発時の対応または災害時の安全確保のため、それぞれの状況に応じた計画を樹立し、これに基づき連絡通報、応急措置等必要な訓練を実施する。

④ 事業者間の相互応援体制の検討、整備

高圧ガス施設の管理者は、高圧ガスによる災害が発生したまたはその恐れがあるとき、その被害等の状況を速やかに把握しつつ、被害の発生またはその拡大を防止するための、高圧ガス取扱事業者間の相互応援体制の整備を検討する。

⑤ 自主保安体制の充実

保安のための責任体制を確立するとともに、関係機関との連携を強化する。

(3) 応急対策計画

災害が発生した場合、高圧ガス取扱事業所は、緊急に行う高圧ガス設備等の点検や応急措置について定めた防災マニュアルに基づき適切な処置を行う。

① 実施の主体

高圧ガス施設の災害応急対策の実施責任者は、施設の管理者とする。

② 施設被害の把握

高圧ガス施設の管理者は、災害発生後、職員を動員して速やかに被害の情報収集し、状況の把握を行う。

③ 広報活動

高圧ガス施設の管理者は、関係者及び一般需要者、地域住民等に対して、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ、または広報車等により被害状況や災害の拡大防止等について周知を図る。

④ 応急措置

高圧ガス施設の管理者は危害予防規程等に基づき所要の応急措置を実施するとともに、災害の拡大または二次災害を防止するため、速やかに関係機関への通報と自衛保安に必要な指示を行う。

5 毒物・劇物取扱施設

(1) 現況

市内における毒物・劇物の販売業等届出を要する業務上の取扱施設、その他届出を要しないが比較的多量の毒物・劇物を常時取り扱っている施設が4箇所ある。

◆毒物・劇物取扱一覧表

(資料 11-5)

(2) 対策

毒物及び劇物取締法に基づく製造所等に関する規制事務は、県により実施されていることから、市は、県と事業者が連携・協力し、その取り扱いに一層の安全化を促進するよう要請する。

① 毒物・劇物取扱施設及び設備の維持管理

ア 毒物・劇物取扱施設の管理者は、施設及び設備の強化に努めるとともに、定期的に施設及び設備の点検を実施して常に最良の状態に維持する。

イ 監督関係機関は、随時立入検査を実施して、施設及び設備の改善につい

て指導する。

② 防災体制の確立

施設の管理者は、毒物・劇物の管理責任を明確化するとともに、災害発生時における連絡通報、応急対策が適切にできるよう防災体制を確立する。

③ 毒物・劇物保有施設の実態把握

市消防本部は、毒物・劇物に関する届出があった場合には、施設の実態、保有物の特性及び検知器、中和剤等の保管状況について把握するとともに、災害時の対応策を講じる。

④ 自主保安管理体制の強化

毒物・劇物取扱施設の管理者は、保安管理等について従業員教育を行うとともに部門責任者（保管、販売、保安等）を置き、管理部門を明確にして、自主保安管理体制の強化に努める。

⑤ 危険時の応急措置

毒物・劇物による災害の防止または災害時の保安を確保するため、次により危険時の応急措置を実施する。

ア 危険時の通報

毒物・劇物が災害により飛散・流出等の危険な状態となっていることを発見した者は、ただちに消防署及び防災関係機関に連絡するとともに拡大防止等の措置を講ずる。

イ 緊急措置

施設管理者は、災害発生防止のため必要があるときは、県等に連絡し必要な措置を講ずる。この場合、関係者等から専門的な防止策を聴取し、被害等の防止に努める。

(3) 応急対策計画

① 実施の主体

毒物・劇物等の災害応急措置の実施責任者は、毒物・劇物営業者及び取扱施設の責任者（以下「施設の管理者」という。）とする。

② 施設被害の把握

災害が発生した場合、ただちに毒物・劇物取扱施設の被害から地域住民に保健衛生上の危険を生ずる恐れの有無についての情報把握に努める。

③ 施設付近の状況調査及び市民の避難誘導

市は、毒物・劇物の流出等の届出を受けた場合には、速やかに施設付近の状況について情報収集し、県に報告する。

また、市は、警察、消防機関と協力のうえ、市民への広報活動及び避難誘導を行う。

④ 広報活動

施設の管理者は被害及び措置状況を速やかに関係機関に通報するとともに、地域住民に対しては広報車及び報道機関により周知を図る。

⑤ 応急措置

ア 施設の管理者は、あらかじめ定めるところにより、次の応急措置を実施する。

(ア) 毒物・劇物の名称、貯蔵量、現場の状況等を所轄の保健所、警察または消防機関へ通報する。

(イ) 毒物・劇物が流れ、飛散し、漏出し、あるいは地下に浸透した場合は、ただちに中和剤、吸収（着）剤等による処理等を実施し、保健衛生上の危害が生じないようにする。

イ 市、保健所、警察、消防機関は、相互の連携を取りながら次の措置を実施する。

(ア) 毒物・劇物の流出等の状況を速やかに市民に周知する。

(イ) 危険区域の設定、立入禁止、交通規制、避難等必要な措置を実施する。

(ウ) 毒物・劇物の流入等により飲料水が汚染する恐れがある場合は、井戸水の使用を禁止するとともに、河川下流の水道取水地区の担当機関及び河川管理者へ通報する。

6 放射性物質使用施設

(1) 現況

放射線を放出する物質を放射性物質という。本市では、1工場において放射性物質が使用されている。

(2) 対策

現在、国（文部科学省）においては、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）」に基づき、放射性物質の使用、販売、廃棄等に関し安全体制を整備している。

また、立入検査の実施により安全確保の強化を図っているほか、平常時のもとより、災害時においても監視体制を取るなど各種の安全予防を実施している。

市においては、これらの施設について、放射性物質の所在、数量、元素名、化合物名、容器の種類、取り扱っている場所などについて調査し実態の把握に努めるとともに、保健所、警察等関係機関と連携して、関係法令の災害予防規定に基づく効率的な運用を図る。

(3) 応急対策計画

事業者は、事故、災害が発生したときには、関連法令に基づいて必要な応急措置を講じるとともに、災害時の連絡体制により関係機関に通報し、文部科学省、大館市災害対策本部と綿密な連絡、連携を取りその対策を講じる。

その他必要な事項については別に「放射性同位元素による放射線障害防災対策要綱」で定める。

◆放射性同位元素使用事業所 (資料 11-6)

◆放射性同位元素による放射線障害防止対策要綱 (資料 11-7)

① 実施の主体

放射性物質の災害応急対策の実施責任者は、放射性物質について輸送の責任を有する者（以下「輸送責任者」という。）及び放射性物質等使用事業所の責任者（以下「事業責任者」という。）とする。

② 被害の把握

輸送責任者及び事業責任者は、災害発生と同時にその被害状況から、地域住民に対し危害を生ずる恐れの有無についての情報把握に努める。

③ 広報活動

事業責任者等は、災害が発生し、または発生する恐れがある場合は、その状況及び措置状況を速やかに関係機関に通報するとともに、被害予想地区の住民に対して広報車等あらゆる通報手段での確かつ迅速に指示伝達する。

④ 応急措置

ア 立入制限、交通規制及び警備体制

事業責任者等は、被害予想地区における立入制限措置、交通規制措置及び地区の警備体制について、あらかじめ関係機関と協議し、万全を期す。

なお、近隣市町村にまたがる災害が発生した際は、県及び当該近隣市町村と緊密な連携を図り、迅速的確な警備活動を行うため、体制の整備を図る。

放射性物質等による汚染が認められた場合は、汚染水源の使用禁止の措置、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を実施する。

イ 放射性物質の輸送時の事故対策

輸送責任者・輸送従事者または事故発見者は、輸送車両の火災等に遭遇した場合には、おおむね次の対応措置を実施する。

(ア) 人命救助、応急手当

(イ) 消防署及び関係機関への通報連絡

(ウ) 火災の初期消火

(エ) 二次災害回避のための交通整理

7 汚染のモニタリング

市民部は、危険物質（不揮発性の石油類、毒物・劇物、薬品等）が漏えい、流出した恐れがある場合、施設及びその周辺において、水道法、大気汚染防止法及び土壌汚染防止法等の関連法規の定めに従って、事後の人体等への影響の無いことをモニタリングなどの手法で確認するよう、県及び関係機関と連携して事業者を指導・監督する。

第4節 危険物等運搬車両事故対策計画

《計画の方針》

災害によって道路上で、タンクローリーやトラック等の危険物運搬車両による事故が発生し、危険物、火薬類、高圧ガス、LPガス及び毒物・劇物（以下「危険物等」という。）の漏えい、火災等が発生した場合、道路管理者、防災関係機関等は密接な連携のもとに、迅速、的確な防除措置の実施を図る。

また、市民の生命、身体への危険が急迫しており緊急を要する場合は、放送各社による緊急連絡により周知徹底を図る。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 予防計画	消防本部	県、警察、各道路・河川管理者、危険物等運搬事業者
2 応急対策計画	消防本部	県、警察、各道路・河川管理者、危険物等運搬事業者

1 予防計画

（1）現況

危険物、火薬類、高圧ガス、LPガス及び毒物・劇物（以下「危険物等」という。）の運搬は、タンクローリーやトラック等の危険物等運搬車両による陸上輸送が多く、災害発生危険性が增大している。

また、高速道路の延伸に伴い、高速走行のためのタンクや運搬容器の被害が拡大する可能性が高まっている。

（2）対策

ア 運転者等に対する交通安全の啓発、関係法令の順守等についての指導の徹底を図る。

イ 危険物等製造事業者等に対して、関係法令に基づく安全確保の指導の徹底を図る。

ウ 危険物等運搬事業者に対して、適正な運行計画の作成及びその確保等運行管理の徹底を図るとともに、運転者等への交通安全の啓発、関係法令の順守及び危険物等の取り扱いについての指導の徹底を図る。

エ 危険物運搬車は、事故発生時の緊急連絡先等を記載した「イエローカード」

の交付及び携行普及に努める。

2 応急対策計画

(1) 漏えい物質の防除措置

関係機関、団体等（運転者、危険物等運搬事業者、危険物等製造事業者）は、密接な連携のもとに、次の防除措置を実施する。

① 運転者

ア 警察、消防、道路管理者、保健所のいずれかの機関にただちに事故の状況及び積載物の種類を通報する。

イ 危険物等運搬事業者（運送会社）、危険物等製造事業者（荷送危険物事業所）に事故の状況を報告する。

ウ 応急措置及び災害拡大防止措置を実施する。

② 危険物等運搬事業者（運送会社）

ただちに現場に急行し、運転者と共同で応急措置を実施する。

③ 危険物等製造事業者（荷送危険物事業者）

ア 被害を最小限にとどめるため、必要な応急措置を運転者に指示するとともに、消防機関等に依頼する。

イ ただちに現場に急行し、運転者と共同で応急措置を実施する。

ウ 応急措置に必要な吸収剤等の薬剤、防毒マスク等の保護具を提供する。

④ 警察

ア 交通規制を実施する。

イ 現場、周辺の被害状況の把握に努める。

ウ 市民の避難、誘導を実施する。

⑤ 道路管理者

ア 事故の状況把握に努める。

イ 道路の応急復旧、交通確保を実施する。

ウ 道路情報の提供を行う。

エ 河川への流出防止に努める。

⑥ 消防機関

ア 漏えい危険物の応急措置を実施する。

イ 火災の消火活動を実施する。

ウ 負傷者の救出、救護を実施する。

エ 市民の避難、誘導を実施する。

(2) 応急対策

① 危険物等の特定

運転者が被災したことにより、危険物運搬車両が積載している危険物等の特

定が困難な場合は、車両が携行しているイエローカードにより特定する。

なお、不可能な場合は、運送会社または荷送危険物事業所に照会する。

② 事故の通報

高速道路で発生した事故の場合は、設置されている非常電話により、国土交通省東北地方整備局能代河川国道事務所に通報する。その他の道路上で発生した場合は、警察、消防、保健所のいずれかに通報する。

また、漏えいした危険物等が河川に流出した場合は、河川が上水道の取水に利用されていることがあるので、河川管理者や市にも通報する。

③ 広報活動

道路管理者、警察及び消防機関は、必要に応じ交通規制の状況、被害状況、避難等の保安確保について、広報車等により地域住民及び道路利用者に周知する。

なお、市民の生命、身体、財産への危険が急迫しており、その周知について緊急を要する場合には、放送各社による緊急連絡を行う。

④ 応急措置

ア タンクや容器から危険物等が漏えいしているときは、その拡大を阻止するため、道路や側溝に土のうを積む。さらに、危険物等の種類によっては、吸収剤（砂等）を散布する。

イ 漏えい危険物等が引火性を有する場合は、拡大を阻止した後、泡消化剤等で被覆し、火災の発生を防止する

また、毒物・劇物の場合は、本章第3節「危険物等事故対策計画」の「5 毒物・劇物取扱施設」の応急措置に準じ、これを実施する。

ウ 火災が発生している場合で、未燃焼の危険物等が残存するときは、タンクや容器への冷却注水を行う。

⑤ 交通規制

事故の状況によっては、片側道路の通行禁止、全道路の通行禁止等を実施しなければならない。

この際、通行規制情報の周知が遅れると被害の拡大が予想されるので、警察機関は、事故の実態把握に努め、速やかに通行規制を実施する。

第5節 流失油等の防除対策計画

《計画の方針》

陸上施設等から河川等に油等の危険物や有害物質が流出した場合に発生する災害は、広範囲にわたるため防除作業が困難であり、また、火災等の二次災害の要因ともなる。各防災関係機関及び関係事業所は、防除作業が速やかに実施できる協力体制を確立するとともに、必要とする防災資機材を整備し、相互に協力して災害を防止する。

陸上施設等から河川に大量の油や危険物が流出した場合、事故発生原因者がその責任において対処する。

また、東北地方整備局、県、市、警察等関係機関は、必要な応急対策を実施するとともに、状況に応じて関係企業や地域住民に対して協力を求め、的確な防除措置の実施を図る。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 予防計画	消防本部	県、各機関
2 河川における流失油の防除措置	環境課、水道課、消防本部	県、河川管理者、各機関

1 予防計画

(1) 現況

市消防本部では、流出石油等の災害に対処するため、オイルフェンス、油処理剤等の備蓄及び関係団体の相互協力体制を確立している。

(2) 予防対策

① 災害の未然防止

- ア 市消防本部は、施設に対し定期的に立入検査を行い、漏油防止に努める。
- イ 市消防本部は、事業所の関係者に対し、災害予防に必要な教育を行うとともに防災思想の高揚を図る。

② 防災資機材の整備

- ア 市消防本部及び国土交通省東北地方整備局能代河川国道事務所、大館鹿角健康福祉センターは、流出油の拡散防止、回収及び処理に必要な資機材を整備するとともに定期的に点検を行い、老朽化したものについては、計画的に更新する。

イ 市消防本部は、流出油から火災が発生した場合の消防活動に必要な化学消防車、化学消火薬剤及び消火器具等を整備する。

③ 相互援助体制の確立

各事業所は、災害に対する自衛体制を強化するとともに相互援助に関する協定を締結するよう努める。

④ 訓練の実施

各事業所は、関係機関等の実施する訓練に積極的に参加するとともに、事業所単位または各事業所は協同して訓練を実施する。

2 河川における流失油の防除措置

河川に油等の危険物が流出した場合には、米代川水系水質汚濁対策連絡協議会などの各関係機関と協力し、防除措置を講ずる。

第6節 航空機事故対策計画

《計画の方針》

航空機（国際航空運送事業または国内定期航空運送事業の用に供する航空機に限る。以下同じ。）事故が発生した場合、市と関係各機関は被害者の早期救出と二次被害の拡大を防ぐため、初動体制を確立し、早期応急対策を図る。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 予防計画	危機管理課、消防本部	県、警察、各機関
2 応急対策計画	危機管理課、消防本部	県、警察、各機関

1 予防計画

（1）現況

本市には空港は無いが、現在、国内線が5本、国際線が1本、市内上空を通過している。

国内における航空機事故の発生は少ない現状にあるが、この種の事故は、一度発生すれば大惨事となっている。

航空輸送に対する需要は年々高まっているため、今後、一層航空ダイヤが過密化し、事故が発生する可能性がある。

（2）予防対策

① 関係機関との連携体制

災害発生時において、迅速、的確な初動対応を行うため、消防機関、医療機関、自衛隊及び近隣市町村等の関係機関との連携を密にする。

② 通信設備の整備

災害発生時における関係機関への通報、連絡が容易に行えるように通信施設の整備に努める。

③ 消防力の強化

市消防本部は、化学消防車、化学消火薬剤等の整備を図る。

④ 消防訓練の実施

市消防本部は、人命救助、火災鎮圧等実践的な訓練を実施するとともに、必要な知識、技能の習得に努める。

⑤ 相互応援協定の締結

航空機災害に際して、一貫した消火救難活動を実施するため、航空自衛隊秋田救難隊等と災害応急対策に関する相互応援協定等の締結を検討する。

2 応急対策計画

(1) 応急体制の確立

① 災害対策本部等の設置

市内で、航空機が墜落、炎上、その他重大な事故が発生した場合は、ただちに「災害対策本部」を設置し、事故の概要を掌握するとともに、応急対策活動を実施する。

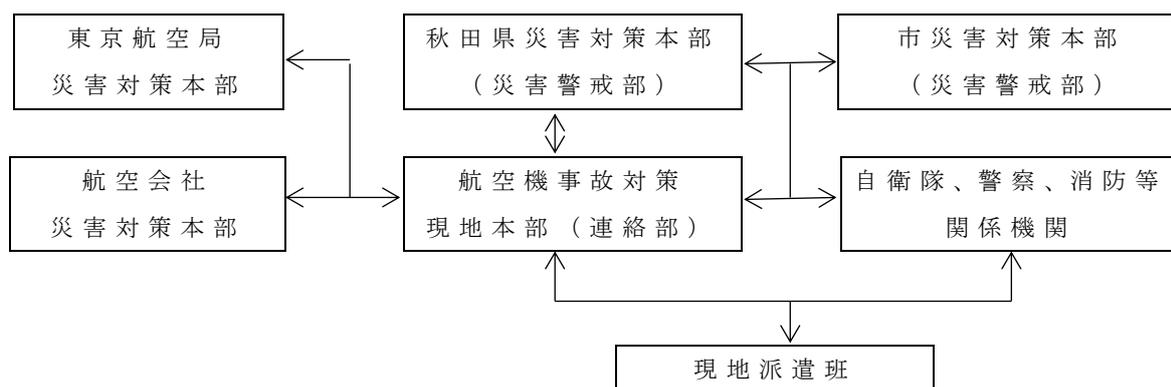
また、航空機の情報不明等重大な事故の恐れがある場合には「災害警戒対策部」を設置し、情報の収集に努める。

② 職員の派遣

事故現地には必要に応じ職員を派遣し、事故情報の収集や現地の関係機関との連絡調整等を行う。

③ 組織構成

航空機事故の発生に際し、迅速かつ適切な応急対策を実施するための組織は、次による。



■ 図 5 - 6 - 1 組織

④ 災害対策本部の主要業務

- ア 救難、救護及び応急対策等の指示
- イ 自衛隊、警察、消防、医療機関等関係機関との連絡調整
- ウ 情報収集・資料の作成
- エ 広報
- オ 県災害対策本部との連絡調整
- カ 関係機関との連絡調整

⑤ 情報の伝達

事故情報の連絡を受けた市と関係各機関は、それぞれ他の関係する機関、市民等に対し、必要な情報を伝達する。

また、災害対策本部は自衛隊の災害派遣の要請を行う場合は、県を通じ、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

(2) 広報

航空機事故が発生した場合、災害対策本部は、人心の安定及び秩序の維持並びに応急対策に対する協力を求めるため、報道機関を通じ、または広報車、掲示板、インターネット等により、市民等に対し、次の内容について広報を行う。

- ア 事故状況と協力依頼
- イ 応急対策の概要及び復旧の見通し
- ウ 避難指示・避難勧告及び避難先の指示
- エ 乗客及び乗員の住所、氏名、年齢等
- オ その他、必要事項

(3) 救援救護及び遺体の収容

① 実施機関

市は、航空会社、自衛隊、警察、消防、医療機関（日赤、県医師会等）等と協力して実施する。

② 応急救助隊の編成

航空機事故が発生し、乗客等の救出を要する場合には、ただちに応急救助隊を編成し、救出活動を実施する。

③ 負傷者の救護

負傷者の救護は、医療機関で編成する医療救護班を派遣し、応急措置を実施する。

④ 救護所の開設

救護所は、あらかじめ定められた場所、または事故現場付近の適当な場所に開設する。

⑤ 搬送手段の確保

医療救護班の救護所までの搬送は、派遣医療機関が保有する車両及び県や関係各機関の保有するヘリコプター等により行う。

⑥ 後方医療機関への搬送

負傷者の後方医療機関への搬送は、市及び関係各機関の保有する救急車、医療機関が保有する患者搬送車、県や関係機関が保有するヘリコプター及び民間から借り上げた大型バス等により行う。

⑦ 遺体の収容

遺体の収容は、関係機関が協議して、遺体一時保存所を設置し、遺体の処理後は速やかに災害対策本部長の指示する場所に安置し、または遺族に引き渡す。

(4) 消防活動

① 実施機関

実施機関は、自衛隊及び消防機関とする。

② 消火活動

航空機事故により火災が発生した場合、消防機関は化学消防車等による消火活動を実施する。

また、災害の規模が大きく、消防機関では対処が困難と予想される場合には、応援協定等により近隣市町村、消防機関の応援を求めるとともに、市長は知事に自衛隊の災害派遣を要請する。

(5) 警戒区域の設定及び交通規制

① 警戒区域の設定

市長は、市民の安全を図るため、必要に応じて警戒区域を設定する。

② 交通規制

道路管理者または公安委員会は、応急対策実施上、必要があると認められる場合は、事故現場周辺道路の通行を禁止し、または制限する。

③ 広報

道路の通行を禁止し、または制限したときは、その内容を交通関係者及び市民に広報し協力を求める。

(6) 経費の負担

この業務に要した経費は、法令に定めのある場合を除き、事故発生責任者または出動要請者の負担とする。

第7節 原子力施設災害対策計画

《計画の方針》

福島第一原子力発電所の事故において、放射性物質の広域汚染と長期にわたる汚染が新たな課題となった。

県内には原子力施設は存在しないが、他地域の原子力施設からの放射性物質の異常な放出等が発生した場合、経済や市民生活に多大な影響があると考えられる。

よって、市民の健康を保護するとともに、不安を解消し、安全・安心な市民生活を確保するため実施すべき対応について定める。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 環境モニタリングの強化	危機管理課、環境課	県
2 食品中の放射性物質に係る検査測定体制の整備	健康課、農林課	県
3 放射線に関する健康相談	健康課、病院	県

1 環境モニタリングの強化

(1) モニタリングの実施

県が行う環境放射能（空間放射線量、水道水等）の平常時、緊急時及び緊急事態解除宣言後のモニタリングについて、必要に応じて市単独でもモニタリングを実施する。

(2) 食品、水道水等の摂取制限等

県は、緊急時モニタリングの結果、国が定める基準値等を超過した場合、国の指示、指導または助言に基づき、食品、水道水等の摂取の制限、出荷の制限等必要な措置を行う。

市は、県に協力して、食品、水道水等の摂取制限等の広報等を行う。

(3) 情報の収集等

市は、県及び関係機関等から事故の状況やモニタリングの結果等必要な情報を収集するとともに、当該情報について関係機関との共有を図る。

(4) モニタリング結果の公表

市は、県及び市が実施したモニタリングの結果については、速やかに市民及び関係機関に情報を提供する。

2 食品中の放射性物質に係る検査測定体制の整備

(1) 検査測定体制

放射性物質の検査測定機器の整備や検査測定体制の確保、検査測定値の迅速な情報提供、基準値を超えた場合の出荷制限等の各種対応について県との連携を図る。

(2) 情報提供

市及び関係機関は、市内産農林水産物の安全性確保のため、放射性物質検査の結果及び出荷制限等に関する情報の提供、問い合わせに対応する窓口の整備など情報提供体制を構築する。

3 放射線に関する健康相談

市は、他県からの避難者を始めとする住民に対し、県と連携して、健康相談を行うとともに、必要に応じて放射線量測定を実施する。